

経営者のための

銀行交渉術 と最新税務情報



第 160 号

令和 8 年 3 月 19 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■ 令和 8 年度税制改正におけるインボイス制度の改正概要 ■

令和 8 年度税制改正において、インボイス制度につき下記の見直しが行われました。

1 インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（80%控除、50%控除）の見直し

令和 8 年度税制改正により、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る消費税については、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までは 70%、令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までは 50%、令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までは 30%の仕入税額控除が認められることになりました。インボイス制度導入時にインボイス発行事業者以外の者との税込取引金額を検討した事業者については、改正前の令和 8 年 10 月 1 日からの 50%控除を機に、取引金額を見直す予定としていた事業者もいらっしゃるのではないのでしょうか。例えば、80%控除の期間では控除できない消費税部分を仕入側が負担することとしていたものの、50%控除の期間では売上側（インボイス発行事業者以外の者）も負担することとしていた場合など、上記の経過措置の適用期間及び控除可能割合となったことで、あらためて検討、協議が必要なケースもあるかと思えます。

2 インボイス発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）の見直し

(1) 納付税額（仕入控除税額）の計算方法

免税事業者がインボイス発行事業者となったことにより課税事業者となった場合には、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間における納付税額を、その課税売上高に対する消費税額の 2 割とすることができる特例が設けられており、法人及び個人事業者のいずれも特例を適用することができます。令和 8 年度税制改正では、個人事業者であるインボイス発行事業者については、令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限ります。）に係る納付税額についても、その課税売上高に対する消費税額の 3 割とすることができることとされましたが、法人については改正後の特例適用の対象とされていません。法人が 2 割特例を適用できるのは令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間となりますので、個人事業者と混同しないように注意が必要です。

① 個人事業者の仕入控除税額の計算方法

イ) 令和 8 年分⇒【一般課税又は簡易課税】と【2 割特例】の選択適用口) 令和 9 年分及び令和 10 年分⇒【一般課税又は簡易課税】と【3 割特例】の選択適用

② 法人（例：3 月決算法人）の仕入控除税額の計算方法

イ) 令和 8 年 3 月期及び令和 9 年 3 月期（令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間）⇒【一般課税又は簡易課税】と【2 割特例】の選択適用口) 令和 10 年 3 月期以降⇒【一般課税又は簡易課税】

(2) 簡易課税制度選択届出書の提出期限

令和 8 年度税制改正により、3 割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。また、改正前の 2 割特例の適用を受けたインボイス発行事業者についても令和 8 年 10 月 1 日後に終了する課税期間から同様の措置が講じられることになり、改正前に比べて提出期限が後倒しとなりました。